

総則及び総合的な学習の時間

1 教育課程編成の基本的な考え方

問1 教育課程編成の原則とはどのようなことか。

各学校においては、次の原則を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

各学校において編成される教育課程については、公教育の立場から法令により種々の定めがなされていることから、これらの法令と学習指導要領に従って編成しなければならない。

◆「その他の法令」

学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 など。

◆「学習指導要領」

学校教育法第52条及び学校教育法施行規則第84条の規定に基づき、文部科学大臣が告示の形で定めたもの。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

「生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

(3) 地域や学校の実態を十分考慮すること

「地域や学校の実態を十分に考慮する」ということは、地域や学校の実態を的確に把握し、生徒の人間としての調和のとれた発達を図るという観点から、学校の教育目標の設定、指導内容の選択や組織、授業時数の設定等に十分反映させる必要があるということである。すなわち、学校を取り巻く地域社会の実情や、学校の規模、教職員や施設設備の状況、生徒の実態などの人的、物的条件の実態を十分考慮して、教育課程を編成することが大切である。

(4) 課程や学科の特色を十分考慮すること

高等学校教育としては、課程や学科の別を問わず、その目標とするところに変わりはないが、教育課程としては、必履修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する必要がある。

(5) 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること

教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の生徒の特性等に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成することが必要である。

◆個々の生徒の「特性等」

能力・適性、興味・関心、性格などの個人の属性を「特性」とし、進路や学習経験などそれ以外の事情と併せ「特性等」としている。

問2 「生きる力」を育成する教育活動の展開において求められることは何か。

今回の改訂は、小・中・高等学校を通じて、①教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することの3つの基本方針に基づいて行われたものである。

各学校においては、生徒の生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める必要がある。また、道徳教育、体育・健康に関する指導については、生徒の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて、適切に行う必要がある。

問3 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成において配慮すべきことは何か。

「確かな学力」を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。このため、各教科において、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察や実験、レポートの作成、論述などにより、身に付けた知識・技能の活用を図る学習活動を行うとともに、それを総合的な学習の時間を中心に行われている課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等が育まれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する必要がある。

問4 豊かな心や健やかな体を育成するために配慮すべきことは何か。

豊かな心や健やかな体の育成にかかわっては、高等学校学習指導要領の総則1款「教育課程の一般方針」第2項で道徳教育について、第3項で体育・健康に関する指導について示されている。

道徳教育については、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神や義務を果たし責任を重んずる態度などを養う必要がある。

体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、特に、食育の推進並びに体力の向上、安全及び心身の健康

の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める必要がある。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する必要がある。

2 教育課程編成上の基本的配慮事項

問1 教育課程の編成に当たって配慮すべきことは何か。

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修できるよう配慮することが必要である。また、教育課程の類型を設ける場合には、類型自体をあまり固定的なものとし、生徒が自由に選択履修できる各教科・科目を設けたり、生徒が自由に選択履修できる幅を設けたりするなどの配慮が必要である。なお、その際には、適切なガイダンスを併せて行うことに留意する必要がある。

(2) 各教科・科目等の内容等の取扱い

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示されている内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

また、各教科・科目及び特別活動の内容として示されている指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが必要である。

(3) 指導計画の作成

指導計画は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画であり、各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成する必要がある。

ア 各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

イ 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

ウ 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

エ 全教師が協力して道徳教育を展開するために、道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、そ

の全体計画を作成すること。

問2 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るためには、どのような工夫が必要か。

今回の改訂では、高等学校段階の学習に円滑に移行できるよう、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことが示されている。このような指導を行うために指導計画を作成する上で考えられる具体的な工夫としては、次の3点が考えられる。

- (1) 高等学校における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を適宜設けること。
- (2) 必履修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行うこと。
- (3) 必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させること。

問3 評価に当たって配慮すべきことは何か。

評価に当たっては、生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけではなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人の持つよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。そのため、学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、生徒自身の学習意欲の向上を図る観点から生徒による相互評価や自己評価を取り入れるなど、指導内容や生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。

問4 必履修教科・科目の標準単位数の一部を減じることができる「特に必要がある場合」とはどのような場合か。

高等学校においては、学習指導要領に示された単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるが、必履修教科・科目については、標準単位数を下らないものされている。しかし、総則第3款の1には、ただし書きとして「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、(中略)その単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

この「特に必要がある場合」とは、中学校卒業者のほとんどの者が高等学校に進学し、

生徒の能力・適性、進路等が多様になっているという実態から、個々の生徒について個性の伸長を図るため、必履修教科・科目の単位数の一部を減じる措置が必要な場合や、必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要がある場合が考えられる。なお、標準単位数の一部を減じる場合は、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提である。

必履修教科・科目以外で標準単位数を示している科目についても、標準の限度を超えない範囲で単位数の一部を減じて配当することは可能であるが、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないよう単位数を定める必要がある。

問5 職業学科において配慮すべきことは何か。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。したがって、職業に関する各教科・科目においては、実験・実習を一層重視することとし、商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することが明記されていることに配慮する必要がある。

実験・実習のねらいは、体験を通して知識理解に役立て技能を習熟させることと、生徒の自発的・創造的な学習態度を育成することであるが、特に、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識及び技術・技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成が重視されていることから、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められている。また、生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすよう配慮する必要がある。

問6 障害のある生徒の指導において配慮すべきことは何か。

障害のある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障害の種類と程度等を、家庭、専門医等との連携を密にしながら的確に把握しておく必要がある。

次に、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行う必要がある。例えば、弱視の生徒に対する保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒に対する国語科における音読の指導や芸術科（音楽）における歌唱の指導など、それぞれに個別に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLD（学習障害）の生徒に対する国語科における書き取りや数学科における計算の指導、ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の生徒に対する、話して伝えるだけでなくメモや絵などを付加する指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。

このため、特別支援学校や関係機関と連携を図り、障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切であり、例えば、障害のある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが大切である。

3 教育課程編成の手順

問1 教育課程の編成の手順としては、どのようなことが考えられるか。

教育課程の編成の手順は、それぞれの学校が実態に即して考えるべきものであることから、ここでは一例として示すこととする。

(1) 学校の基本方針の明確化

学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にするとともに、編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつことが大切である。

また、編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にすることが大切である。

(2) 具体的な組織と日程の決定

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要があることから、編成を担当する組織を確立するとともに、学校の組織全体の中に位置付けることが必要である。

また、編成のための作業日程を明確にすることが大切である。

(3) 事前の研究や調査の実施

教育課程についての国の基準や北海道教育委員会の規則などを研究し理解するとともに、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性、進路等を把握することが大切である。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の状況等を把握することに留意する必要がある。

また、生徒の学習状況や反応などに留意し、実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にすることが大切である。

(4) 教育課程の編成の基本となる事項の設定

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、学校が当面する教育課題を踏まえて設定する。その際、事前の研究や調査の結果を検討し、教育課題を明確にすることが大切である。

(5) 教育課程の編成

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及びその指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため、重点を置くべき事項を明確にししながら、修得総単位数や各年次の修得単位数、類型の有無や種類、必履修教科・科目と選択科目などの構成と履修年次、総合的な学習の時間、特別活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら定める。

- イ 各教科・科目等及びその指導内容を選択し、定める。
- (ア) 各教科・科目（必修教科・科目、選択科目、学校設定教科・科目）の構成、総合的な学習の時間の内容、特別活動の構成等を具体的に定める。
 - (イ) 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にする。
 - (ウ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。
 - (エ) 各教科・科目等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。
 - (オ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。
 - (カ) 地域や学校、生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。
 - (キ) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。
- ウ 各教科・科目等及びその指導内容を組織する。
- (ア) 基礎的、基本的な指導を重視するとともに、発展的、系統的な指導ができるように類型や年次に応じ、各教科・科目等を配列し組織する。また、指導のまとめ方、指導の順序及び重点の置き方に工夫を加える。
 - (イ) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科・科目等間の指導内容相互の関連を図る。
 - (ウ) 各教科・科目等の指導内容相互の関連を明確にする。
 - (エ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- エ 単位数や授業時数を配当する。
- (ア) 指導内容との関連において、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動について、それぞれの単位数や授業時数を定める。
 - (イ) 各教科・科目等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科・科目等の授業時数を定める。
 - (ウ) 各教科・科目等の授業の1単位時間を、生徒の発達の段階及び各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

4 道徳教育の充実

問1 高等学校における道徳教育の考え方とはどのようなことか。

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。また、今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められていることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成が基本的なねらいとされているが、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践力であり、豊かな人間性を重要な要素としている。このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

高等学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしており、学校においては、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することが新たに規定された。

問2 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨はどのようなものか。

高等学校段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かということについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていく。したがって、高等学校においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするととは限らず、考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づき選択する。そこでは、自分自身の固有な選択基準ないし判断基準をもつ必要がある。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されるものであるが、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する

教育においては、教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切である。

問3 道徳教育の目標において、改善が図られたことは何か。

道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通ずるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定され、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることが明示されている。今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊ぶこと」、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについての記述が加えられている。

問4 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項はどのようなものか。

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかわりにおいて道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

その際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進めなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画の作成に当たっては、基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を果たすのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくかなどについて総合的に示すことが求められる。

5 キャリア教育の充実

問1 キャリア教育が求められる背景は何か。

「キャリア教育」という文言が、文部科学行政関連の審議会報告等で初めて用いられたのは、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成

11年12月)」で、「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある」と提唱された。平成15年には、「若者自立・挑戦プラン」が策定され、その重要な柱としてキャリア教育の推進が位置付けられた。その後、改正教育基本法において「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」ことや、改正学校教育法において「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う」ことが規定されるなど、キャリア教育を推進する上での根拠が示された。

一方、近年の産業・経済の構造的変化や、雇用の多様化・流動化等を背景として、生徒の進路をめぐる環境が大きく変化中、生徒の勤労観、職業観の希薄化や高い早期離職率、フリーター志向の広まりやいわゆるニートと呼ばれる若者の存在等が社会問題となっている。

このような中、学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する観点から、生徒が自らの在り方生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択決定する能力や態度を育成することが重要であり、今回の改訂では、「キャリア教育の推進」が新たに追加して示された。

問2 キャリア教育と職業教育の違いは何か。また、どのような関係にあるか。

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。一方、職業教育は、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育である。

二つの教育の関係については、主として育成する力の観点に立てば、社会人・職業人としての共通性や基盤をより重視し、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成を行うキャリア教育と、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる職業教育に整理できる。

また、教育活動の観点に立てば、キャリア教育は普通教育・専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施されるものであり、そこには、職業教育における実践も含まれる。具体的な職業を題材とする職業教育を通して行われる社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成は、キャリア教育の一環として重要であり、社会的・職業的自立を促す上で極めて有効である。

問3 進路指導とキャリア教育はどのような関係にあるか。

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することであり、定義・概念としてはキャリア教育との間に大きな差異は見られず、進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすといえることができる。

今回の改訂においては、「キャリア教育を推進すること」が追加して示されており、

進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて、指導を行うことが大切である。

進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、進路指導主事を中心にホームルーム担任の教師をはじめ学校全体の教師が相互に密接な連絡をとるとともに、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

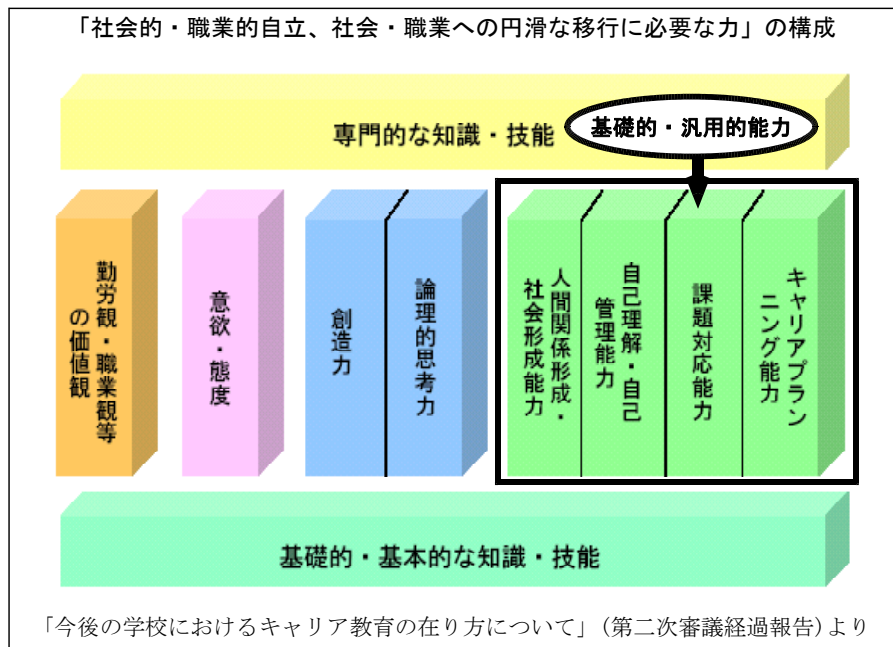
問4 高等学校において、キャリア教育を推進する際の留意点は何か。

高等学校段階においては、自らの将来のキャリア形成を自ら考えさせ、選択させることが重要である。各学校においては、学習指導要領を着実に実施するとともに、キャリア教育の視点からは、学科や卒業後の進路を問わず、現実的に社会・職業の理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などを行うため、関連する様々な取組を各学校の指導計画に適切に位置付け、計画性と系統性を持って展開するとともに、次のような観点を踏まえた学習に取り組むことが必要である。

- (1) 社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）や態度を育成すること。
- (2) キャリアを積み上げていく上で必要な知識等を、教科・科目等を通じて理解させること。

(3) 職業講話や就業体験活動等の体験的な学習の機会を、計画的・系統的なキャリア教育の一環として十分に提供し、これらの啓発的な経験を通して、進路を研究し、自己の適性の理解、将来設計の具体化を図らせること。

(4) これらの学習を通して、生徒が自らの価値観を形成し、とりわけ勤労観・職業観を確立できるようにすること。



6 総合的な学習の時間の充実

問1 各学校において定める目標や内容の設定について配慮すべきことは何か。

今回の改訂では、総合的な学習の時間のねらいや育てようとする資質、能力、態度等を明確にするため、目標が新たに設定された。各学校においては、学習指導要領に示された目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、特色ある教育活動を展開する必要がある。ここに総合的な学習の時間の大きな特質があるが、各学校が目標や内容を定めることとされているのは、創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や探究的な学習を実施することが期待されていることなどからである。

目標を定めるに当たっては、総合的な学習の時間全体を通して、各学校が育てたいと願う生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方などを表現したものになるよう留意する必要がある。

また、各学校においては、内容として、目標の実現のためにふさわしいと判断できる学習課題を定める必要があるが、その際、日常生活や社会とのかかわりを重視し、その時々最適な学習課題が何かを、適宜、判断するとともに、地域や学校、生徒の実態等に応じて見直しを図る必要がある。

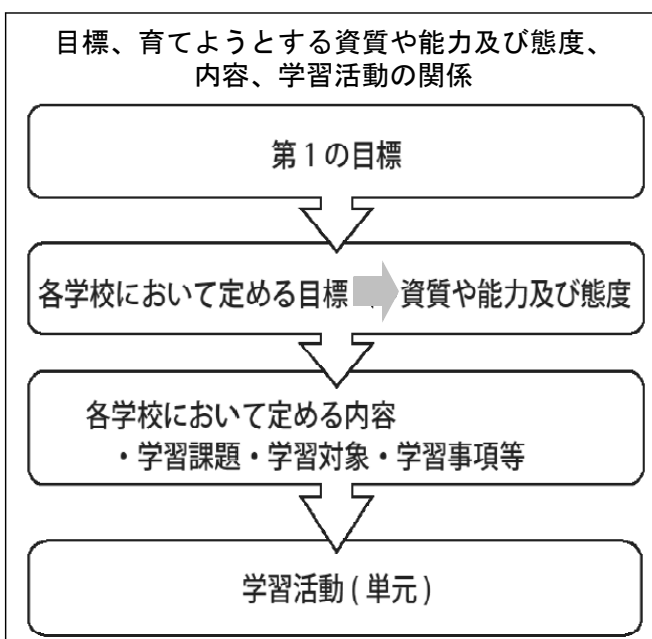
さらに、総合的な学習の時間を充実させるため、小・中学校等との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう、目標や内容を設定することも重要である。

問2 指導計画の作成について配慮すべきことは何か。

総合的な学習の時間が実効性のあるものとして実施されるためには、地域や学校、生徒の実態や特性を踏まえ、各教科等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが必要である。

この2つの計画において、各学校が、総合的な学習の時間を通してその実現を目指す「目標」と、その目標を実際の教育活動へと実践するために具体的・分析的に示した「育てようとする資質や能力及び態度」、目標を実現するためにふさわしいと判断した学習課題等からなる「内容」を明確にすることが重要である。

また、それらとの関連において生み出される「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」、生徒の学習状況等を適切に把握するための「学習の評価」などを示す必要がある。



問3 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事の実施に替えることができるのはどのような場合か。

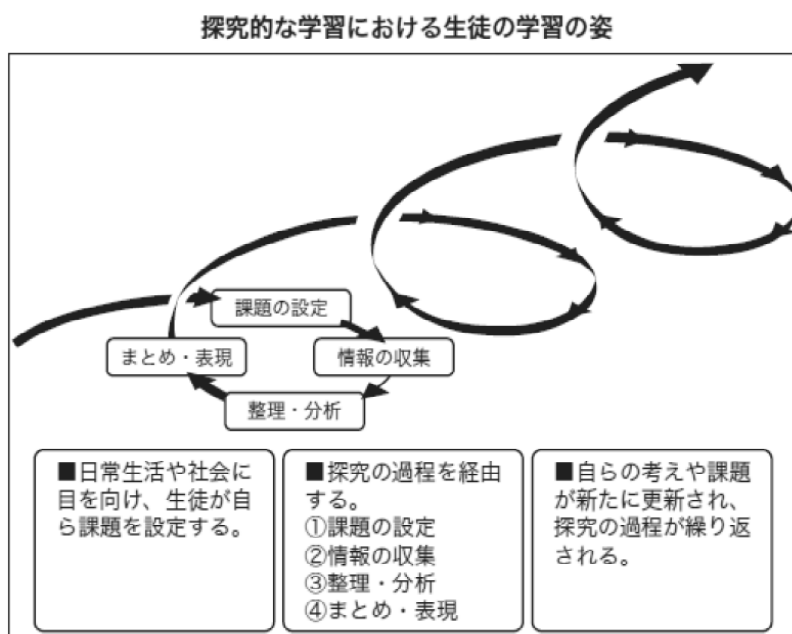
今回の改訂においては、総合的な学習の時間において問題の解決や探究活動の過程に体験活動を実施した結果、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、相当する特別活動の学校行事の実施に替えることができることが示された。

このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めて同じような体験活動を行わないとすることが考えられるが、代替が認められるのは、総合的な学習の時間の趣旨を踏まえるとともに、特別活動の趣旨をも踏まえることが前提となっており、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではないこと、また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものではないことに留意する必要がある。

問4 総合的な学習の時間における学習指導のポイントは何か。

今回の改訂では、総合的な学習の時間を「横断的・総合的な学習」に加えて「探究的な学習」とすることと、この時間において「協同的な態度」を育てることがこれまで以上に明確に示されている。

探究的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動であり、物事の本質を見極めようとする知的営みのことであるが、総合的な学習の時間においては、①課題の設定、②情報の収集、③整理・分析、④まとめ・表現といった学習の過程が繰り返され、単元の学習活動を発展的に高めていくことが重要なポイントである。



こうした探究の過程は、いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することや、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もあり、上の図のように何度も繰り返され、スパイラルに高まっていく。

また、総合的な学習の時間においては、特に、他者と協同して課題解決する学習活動を重視することが求められている。それは、多様な考え方をもち他者と適切にかかわり合ったり、社会に参画したり貢献したりする資質や能力及び態度の育成につながるとともに、協同的に学ぶことにより、探究的な学習として、生徒の学習の質を高めることにつながるからである。

そのため、高等学校においては、一人一人の学習の質を高めるために、生徒同士による学び合いや地域との大人とのかかわりを活用するよう配慮することが大切である。

7 北海道公立高等学校平成22年度入学生教育課程編成の状況

○資料1

「学校設定教科・科目」の設置状況（全日制・定時制）

	教科数	科目数	設置校数	設置学科数
平成22年度	26	510	209	334
平成21年度	26	546	220	324

○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	15校	56校	12校
全日制課程総合学科	6校	8校	5校
全日制課程専門学科	5校	42校	4校
定時制課程普通科	4校	18校	6校
定時制課程専門学科	3校	15校	3校

○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	3校	60校	29校
専門学科	2校	21校	2校

○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	60校	13校	26校	9校	10校

○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	27校	9校	7校	8校	8校

○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
全日制課程	200校	200校	196校	197校
定時制課程	37校	37校	34校	39校

注：中等教育学校は、全日制課程普通科に含めている。